京都府中学校体育連盟 会 長 杉本 清彦

第78回京都府中学校総合体育大会実施要項 駅伝競走の部 (第76回男子・第40回女子京都府中学校駅伝競走大会)

- 1 主 催 京都府中学校体育連盟 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京丹波町教育委員会 (公財) 京都府スポーツ協会 (一財) 京都陸上競技協会 京都新聞
- 2 主 管 中丹中学校体育連盟
- 3 協 力 京丹波町 南丹警察署 京都府立丹波自然運動公園
- 4 日 時 令和7年11月8日(十)雨天決行

開会式 令和7年11月8日(土)10時00分

京都府立丹波自然運動公園陸上競技場

競技開始 令和7年11月8日(土)

女子:11時00分スタート 男子:12時45分スタート

閉会式 令和7年11月8日(土)14時45分 京都府立丹波自然運動公園陸上競技場

5 会 場 京都府立丹波自然運動公園内及び周辺コース

(大会本部 京都府立丹波自然運動公園陸上競技場)

所在地〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曽根崩下代 110 番地 7 TEL0771-82-0300

区間及び距離

男子の部 18.5 km

 $1 \boxtimes -3.5 \text{ km}$ $2 \boxtimes -3.0 \text{ km}$ $3 \boxtimes -3.0 \text{ km}$

4 区-3.0 km 5 区-3.0 km 6 区-3.0 km の 6 区間

女子の部 12.7 km

 $1 \boxtimes -3.1 \text{ km}$ $2 \boxtimes -2.2 \text{ km}$ $3 \boxtimes -2.2 \text{ km}$

4 区-2.2 km 5 区-3.0 km の 5 区間

6 参加資格

- (1) 京都府中学校体育連盟に加盟し、各ブロック大会で出場権を得たチームと地域クラブチーム。 注意 年齢は、平成22年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は、6月23日までに京都府中学校体育連盟に申し出ること。(その後、府中体連より日本中体連へ報告)
- (2) 参加資格の特例

学校教育法134条の各種学校について、「別記1」のとおり大会参加を認める。 「別記1」参照

- (3) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。監督を含めて、 1 チーム男子 10 名、女子 9 名以内で編成すること。
- (4) 申し込みをする競技者は、インターネット上及び他のマスメディアにおいて氏名・年齢・所属・ 申込種目・競技結果などが公表される可能性があることを承知すること。
- (5) 出場校は役員を1名出すこと。役員を出さない場合は出場できない。

◎ 下記に該当するものに京都府中学校総合体育大会の参加を認める。

「参加資格の特例」

「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

《学校教育法第134条校在籍生徒》

- 1 学校教育法134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び、長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に該当校顧 問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること。 また、万一の事故発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと。

《地域クラブ活動に所属する中学生》

- (1) 地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。
- (2) 京都府中学校総合体育大会(以下、「京都府総体」と言う。)に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - ① 京都府総体の参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。(京都府内の中学校に在 籍している生徒であること。)
 - ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に(公財)日本スポーツ協会(加盟団体)公認の 指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令 和4年12月スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは(公財)京都府スポーツ協会の加盟団体に登録 されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること。(登録費につ いては、京都府中学校体育連盟の方針による)※京都府中学校体育連盟への登録手続きは、 所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、 登録の可否を判断する。
 - カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上 必要な事項に協力すること。
 - キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認め ない。その逆も同様である。
 - ② 京都府総体に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会 の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加 は認めない)。
 - オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者(取得見込みの者)が含まれること。ただし、令和8年度以降については、登録の時点で資格は取得済みであることを条件とする。
 - ③ 参加を認めない場合
 - ア 登録に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加 後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。
- ※1 この特例は令和5年4月1日より適用する。(令和5年1月30日理事会にて承認)
- ※2 この特例は競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
- ※3 この特例は今後も検討を続けていく。
- ※4 (2)②イ(引率細則は適用する)削除 (令和5年5月2日一部改正)
- ※5 地域クラブ活動に名称を統一(令和6年5月1日)
- ※6 (2)②オ 一部文章を追加(令和6年11月28日)

- 7 外部指導者 (コーチ等)
- (1) 原則として外部指導者 (コーチ等) は大会に参加できる。 ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。

この場合の外部指導者(コーチ等)は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。

ア 参加規定

当該校長が人格・指導面において適任者と認めた 20 歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。

また、各専門部の「外部指導者(コーチ等)規定」に準じ、指導任務を行うことができる。

イ 審判について

原則として顧問以外の外部指導者(コーチ等)の審判を認める。 ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

8 引率者及び監督

- (1) 参加生徒の引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者(コーチ等)については校長の認めた者とする。
- (2) 引率者の特例

校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「京都府中学校総合体育大会における引率者に関しる特例」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。

「別記4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督等の条件」参照

(3) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は、学校設置者から懲戒処分を受けてない者であることとする。

「別記5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照

【学校受付】令和7年11月8日(土) (8時00分~8時30分) (競技場入口) 最終オーダー用紙提出、プログラム代支払い(申込分) *タスキ検印・スタート抽選は行わない。 プログラム代はおつりのないようにすること。

【監督会議】令和7年11月8日(土) 9時00分 (競技場観覧席) 大会運営について、諸連絡

- 9 参加数 京都市・山城・口丹波・中丹・丹後(各6校)・地域クラブチーム(未定)
- 10 大会規定
 - (1) 本大会は、2025 年度日本陸上競技連盟競技規則及び駅伝競走規準・本大会規定によって行う。
 - (2) 選手は大会事務局が用意したナンバーカードを、胸背部につけること。ただし、最終走者は黄色のナンバーカードをつけること。
 - (3) 番号は各ブロック大会の順に山城 $1\sim6$ 京都市 $7\sim12$ 口丹波 $13\sim18$ 中丹 $19\sim24$ 丹後 $25\sim30$ 地域クラブチームを $31\sim$ とする。ナンバーカードは主催者側で準備する。
 - (4) タスキは各校で持参すること。赤色は禁止する。
 - (5) 伴走は一切認めない。レース中、コースへの進入を禁止する。(厳守)
 - (6) 走者の衣類は、袋に入れ出発点・中継所役員の指示に従う。袋には、第〇走者・学校名・氏名 を明記すること。(袋は各校に配布する)
 - (7) レース中の事故は、救急の他、一切の責任は負わない。
 - (8) 登録してある監督は、当日指定された場所にいなければならない。
 - (9) ウエアについては、上半身がデザイン・配色が同じであれば下半身は統一しなくてよい。
- 11 表 彰
 - (1) 優勝チームには賞状・優勝盾を授与する。
 - (2) 2~6 位チームには賞状を授与する。
 - (3) 区間3位まで入賞した者には賞状を授与する。
- 12 申し込み ※次の(1)(2)の通り、紙媒体とデータの両方で申し込みを行うこと。
 - (1) 参加申込用紙に校長印を押したもの2部(原本・コピー)を申込担当者に送付する。※期日に遅れることがないよう、可能な限り速達で送ること。
 - (2) 申込データに入力したものをメールで申込担当者に送信する。

申込担当者

〒620-0944 京都府福知山市字天田 190 福知山市立南陵中学校 勝井 大輝(宛)

Tel 0773-22-3221 ※メールアドレスは出場校に別途連絡する。

(1)(2)とも、令和7年10月22日(水)17時00分 必着(厳守)

- ※ 選手申し込みは、男子9名、女子8名連記で行うこと。
- ※ 大会当日の学校受付に最終オーダー表を提出すること。

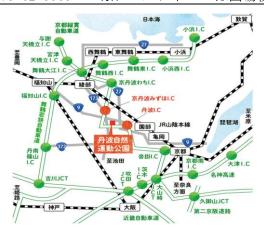
13 その他

- (1) 宿泊について
 - 宿泊を大会側は準備をしません。宿泊される場合は各校で準備すること。
- (2) 試走について
 - ア 試走は、指定された期間の中で事前に試走届を大会事務局に提出し、交通には十分注意して、 実施すること。
 - イ特に観光シーズンでもあり、車両には注意すること。また、ゴミは必ず持ち帰ること。
- (3) 大会当日学校関係の車は係員の指示に従い指定駐車場に入れること。また、コース内、周辺道路には絶対駐車しないよう出場校の責任で徹底すること。
- (4) 大会当日6時00分現在、京丹波町に気象に関する特別警報・暴風警報が発表されている場合、中体連・陸上競技専門部・実行委員会で協議し、決定事項を参加校に連絡する。また大雨洪水警報に関しては、中止ではなく今後の降雨量で実施の可否を決定する。
- (5) 大会実施中に特別警報が発表された場合には、競技を直ちに中止する。
- (6) 感染対策を講じて競技会を実施する。
- (7) 大会事務局

〒625-0036 京都府舞鶴市浜 840

舞鶴市立白糸中学校 山内 薫

TEL 0773-62-3563 ※メールアドレスは出場校に別途連絡する。



京都市内から約60分(国道9号線~京都縦貫自動車道丹波I.C) 「丹波I.C」から約5分「京丹波みずほI.C」から約10分

「引率者・監督の特例」

・「別記4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

- 1 引率者としての外部指導者の規定
 - ① 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、 事前に校長との間で外部指導者としての契約(本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3 をもって行う)がなされていること。
 - ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
 - ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
 - ④ この規定以外のことは、各専門部の規定及び大会要項の通りとする。
- 2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。
- ① 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、府専門部に様式1をもって報告する。
- ② 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・出場校の校長と専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長 (校長)と本人に文書で依頼する。
 - ・その際、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、専門部に様式1をもって報告する。
- 3 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。
- 4 引率上の留意点及び大会会場においての留意点
 - ① 引率上の留意点等
 - (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - (b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、引率者として 外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
 - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
 - (f) 宿泊する場合は、学校(大会本部)より指示された宿舎とする。
 - ② 大会会場においての留意点等

引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した 場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。

- (a) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
- (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- (c) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
- (d) ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。
- 5 他校教員による引率については、1(1)、5(1)を適用しない。
- 6 平成15年5月20日より実施する。
 - 平成26年5月2日一部改正
 - 令和4年5月2日一部改正(主旨文言)
 - 令和5年5月2日一部改正(名称・主旨・全項目文言修正)

「監督等の条件」

・「別記5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下のとおり監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

- 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件
 - (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者 (コーチ)、トレーナー等(以下「指導者等」という)は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
 - (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。
- 2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校(中等教育学校及び義務教育学校を含む)に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等。

- 3 本連盟の対応
 - (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。
 - ★後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及びブロック中体連から選 出することを基本とする。
 - (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。
- 4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

- 5 期 間
 - (1) 違反行為1回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会に おける指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わることや、指導 する運動部が変更となっても継続するものとする。

(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする。)

(2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6 本条件は、平成30年4月1日より実施する。